

会議の名称	第49回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	平成26年6月2日(月) 14時00分～15時00分		
開催場所	市役所5階 5-2会議室		
出席者	(委員) 平田会長、飯島副会長、長田委員、齋藤委員、曾根委員 (担当) 福祉長寿課小林主任、水道経営課大津久主査、下水道課園主事		
事務局	小林文書法制課長、白井情報公開係長、吉野主査、前田主事		
公開の可否	■公開 □一部公開 □非公開	傍聴人	0人
議題	1 個人情報保護条例(以下「条例とする。’)第10条第2項第4号の規定に基づく諮問 2 条例第8条第3項及び第4項の規定に基づく報告事項		
資料の名称	第49回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	<p>(会議結果)</p> <p>1 議題1のうち平成26年5月1日付け座健発第19号で諮問のあった事項については、個人情報の利用を必要と認める。</p> <p>2 議題1のうち平成26年4月18日付け座障発第5号で諮問のあった事項については、個人情報の利用を必要と認める。</p> <p>3 議題2のうち条例第8条第3項及び第4項の規定に基づき報告された別紙案件については、意見はない。</p> <p>(会議内容)</p> <p>(課長) 定刻となりましたので、第49回個人情報保護審査会を開催します。 《職員紹介 前田主事 退席》</p> <p>(課長) 議事については、会長に議長とさせていただくこととなっておりますので、よろしくお願いします。</p> <p>(会長) それでは、議事の進行につきまして御協力をお願いします。審議事項の説明をお願いします。</p> <p>(事務局：吉野) 本日審議いただく事項を確認していただきます。次第を御覧ください。</p> <p>今回は諮問事項が2件あります。1件目は「ア 座間市臨時福祉給付事業」、2件目は「イ 水道料金減免事務及び下水道使用料減免事務」です。職員が同席しますので、詳細説明及び質問に対する回答は、担当課の職員に行わせます。</p>		

【諮問事項1】

それでは、資料別表1の利用・提供の制限の規定に基づく諮問番号233を御覧ください。

《事務局による諮問事項の説明》

- ・ 情報所管課 — 健康づくり課
- ・ 情報提供先 — 福祉長寿課
- ・ 事務の名称 — 座間市臨時福祉給付金給付事業
- ・ 利用する理由 — 臨時福祉給付金の支給に当たり、給付金額の加算対象者となる予防接種健康被害救済給付金の受給者の情報を利用する。
- ・ 利用する個人情報 — 平成26年1月分予防接種健康被害救済給付金の受給者の個人番号、氏名、生年月日、性別、住所
- ・ 本人への通知 — 通知省略（条例第10条第3項ただし書の規定類型4番）

事務局からの説明は以上です。補足説明は、同席しています福祉長寿課の担当者が行います。

（福祉長寿課：小林） 前回2月10日に当該事業に関する諮問をしましたが、今回追加で諮問することとなりました経緯を含めて説明します。当初、予防接種健康被害救済金の受給者が市内にいないことから諮問の必要がないと判断していましたが、住民登録事務では転入や転出が遡って行われることがあります。この可能性を考慮し、諮問することとしました。説明は以上です。

（会長） ただいまの説明に対し、御質問、御意見のある方はどうぞ。

（会長） なぜ2月審査会の諮問内容に追加するということになったのですか。

（事務局：白井） ただいま担当より説明しましたとおり、前回の時点では、この予防接種健康被害救済制度に関する対象者がいないので諮問の必要がないと判断していたところですが、事務が進むにつれて、遡って転入する住民に対象者が含まれる可能性もゼロではないということを考え、今回諮問することになったということです。

（会長） ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、この件について個人情報の利用提供の必要性を認めるということによろしいですか。

《委員一同 了承》

《福祉長寿課 退席》

【諮問事項 2】

(会長) では、次の諮問事項の審議に移ります。

(事務局：吉野) 諮問事項 2 件目について説明します。資料別表 1 の利用・提供の制限の規定に基づく諮問番号 2 3 4 を御覧ください。

《事務局による諮問事項の説明》

- ・ 情報所管課 — 障がい福祉課
- ・ 情報提供先 — 水道経営課及び下水道課
- ・ 事務の名称 — 水道料金減免事務及び下水道使用料減免事務
- ・ 利用する理由 — 水道経営課及び下水道課は、本市の水道及び下水道料金減免を受けている市民に対してその減免制度の変更について文書で通知する。利用者の利便性の観点から視覚障害者には点字の文書で通知するため、障がい福祉課が有する視覚障害者の情報を利用する。
- ・ 利用する個人情報 — 身体障害者手帳申請事務（登録番号 0 7 0 2 - 1 1 2）のうち、視覚障害 3 級以上の条件に該当する個人の氏名、性別、生年月日、住所、障害
- ・ 本人への通知 — 通知省略（条例第 1 0 条第 3 項ただし書の規定類型 4 番）

「身体障害者手帳申請事務」及び「水道料金減免事務」「下水道使用料減免事務」の登録簿について、今回の諮問に併せて一部見直しています。

事務局からの説明は以上です。補足説明は、同席しています水道経営課及び下水道課の担当者が行います。

(水道経営課：大津久) 本年度、減免制度を変更しましたが、その制度変更のお知らせに当たり、点字版を送付するものです。以前と異なり家族構成が変化し、独居の視覚障害者が増えていることから、このような方法が必要だと考えています。

(会長) ただいまの説明に対し、御質問、御意見のある方はどうぞ。

(会長) 以前は、視覚障害者にも印刷物でお知らせしたのですか。

(水道経営課：大津久) 前回の制度改正は平成 1 8 年でしたが、この時は印刷した文書のみを送付しました。

(会長) 点字版を送付しなかったことでトラブルはありましたか。

(水道経営課：大津久) 申し訳ありません、前任者から詳細を聞いていません。

(飯島委員) 対象者の人数はおおよそどれくらいですか。

(水道経営課：大津久) 1 0 0 人程度と想定しています。

(長田委員) 利用提供の理由について、現在は等級だけを管理しているというのは、どういうことですか。

(水道経営課：大津久) 減免制度は障害等級を減免の基準としています。そのため障害の種別については、管理していなかったということです。

(長田委員) 視覚障害者の情報だけを今回収集対象としている理由についてもう一度説明してください。

(水道経営課：大津久) 障がい福祉課及びその関係団体と伝達方法について協議したところ、独居の視覚障害者が読める点字版を送付するように要望があったためです。

(事務局：白井) 事務局から少し説明を補足させていただきます。減免制度自体は障害の等級により決定していきまして、その制度については今後も変わりません。今回、減免制度が変わったことをお知らせしなければならないのですが、視覚障害者に対する伝達手段として新たに点字版を考えたということです。これまで障害種別について管理しておらず、障害等級だけを管理していましたので、点字版を必要とする視覚障害者を確認する手段が今のところありません。点字版を送付する対象者を確定するために、障がい福祉課から視覚障害者の情報を収集したいという諮問となっています。

(曾根委員) 先ほど家族構成の変化を受けてという説明がありましたが、そもそも減免制度の対象について確認します。家族構成の中に一人でも視覚障害者が含まれるとその世帯は減免制度の対象となるのですか。

(水道経営課：大津久) はい、一つの水道メーターを使用している世帯の中に障害者がいて、条件に合致する場合には減免の対象となります。

(会長) これは、報告事項には当たるのではないですか。

(事務局：白井) 障害の等級については減免申請手続きの際に本人から収集しています。種別について本人に新たに通知して再び申請になりますと、本人の利便性に欠けることとなります。これを避けるために、障がい福祉課からデータを受けて処理します。これが新たな情報収集となりますので、諮問させていただいています。

(会長) ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、この件について個人情報利用提供の必要性を認めるということよろしいですか。

《委員一同 了承》

《水道経営課、下水道課 退席》

【報告事項】

(会長) 続いて個人情報取扱事務登録簿の新規と変更と廃止の報告をお願いします。

まず、新規から報告をお願いします。

《事務局報告》

(会長) ありがとうございます。御質問、御意見がある方はどうぞ。

(長田委員) 今回の報告事項に直接関係がないのですが、登録番号は廃止した場合は欠番になるのですか。

(事務局：吉野) はい、欠番とします。

(長田委員) 登録番号の振り方の規則はどのようになっていますか。

(事務局：吉野) 登録番号の始めの4桁が組織コードとなっています。例えば、文書法制課は「0301」です。その後に3桁の通し番号が続きます。

(長田委員) 組織が再編されたときはどのようにしますか。

(事務局：白井) 機構改革が行われますと、一つの事務が複数の所管課に分割される、統合されるなど様々な変更要素が出てきますので、個人情報取扱事務登録簿の番号を振り直すことになる可能性があります。

(会長) ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、個人情報取扱事務登録簿の報告事項は終了します。

【その他】

(会長) その他の事項として事務局から何かありますか。

(事務局：白井) はい、前回の審査会までに御説明していましたがマイナンバー法の関係で総務省から新しい資料が出ましたので、本日お配りします。

まず、特定個人情報保護評価指針です。前回素案ということで国から示されていましたが確定し、4月20日付で公表されたものです。概ね前回までの内容と変わっていません。実際には、これに伴いまして、本審査会にマイナンバー法に関する部分での評価をお願いする方向で、審査会の規則を若干変更する必要があると考えておりますが、今のところ自治体として具体的に何をすべきかが総務省から示されていないので、現状では情報提供というところに留めさせていただきます。

次に、別紙で出ております四つの資料、様式1から様式4でございます。実際の評価はこの形で行うよう国から示されたものです。しきい値にかからないものが様式2となりますが、取り扱うデータの多さによって使用する様式が変わります。実際にマイナンバーの個人情報保護評価をするような際には、最終的には様式4の資料を担当が提出し、私どもから説明をしまして審査会から御意見をいただくという手法になる予定です。

併せまして、庁内の進捗について報告します。先日、行政改革関係の庁内組織から部会という形で検討指示が出ました。実際に本市においてどのような事業で特定個人情報保護評価が必要になるのかを調査中で、企画政策課が取りまとめています。取りまとめ後、どのような事務が対象になるのかということ審査会で情報提供させていただきます。次回10月に予定の審査会では、基幹となる住民基本台帳事務を所管している戸籍住民課から評価書を提出させていただく可能性があります。その他の各担当課については、翌28年度からの運用となりますので、審査会に諮問するのは27年度以降になる予定です。

以上、現在のマイナンバー法関係の情報提供と庁内進捗状況の報告でした。今後も情報が出てきた場合には資料を用意して随時報告させていただきます。

(会長) ほかにありますか。

(事務局：小林) 以上でございます。

(会長) それでは、本日の審査会を閉会します。次回は10月に開催する予定とします。

《閉会》

【報告事項 ア】

個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第3項）報告事案

番号	事務担当課 登録番号	事務の名称	取り扱う目的、登録の理由	収集先	利用課等、提供先
1	企画政策課 0201-117	非常勤職員の任用に関する事務	非常勤職員の任用、賃金の支払いのため	本人	
	企画政策課 0201-118	座間市民意識調査実施事務	調査対象者を把握し、調査用紙を配布・収集するため	戸籍住民課	
3	情報システム課 0305-114	国勢調査	法定受託事務による調査の調査対象客体データを国の代理機関である神奈川県に提出、報告する	近隣者、戸籍住民課	国の実施機関、神奈川県統計担当課
4	情報システム課 0305-115	住宅・土地統計調査	法定受託事務による調査の調査対象客体データを国の代理機関である神奈川県に提出、報告する	近隣者、調査員による立入検査	国の実施機関、神奈川県統計担当課
5	情報システム課 0305-116	就業構造基本調査	法定受託事務による調査の調査対象客体データを国の代理機関である神奈川県に提出、報告する	本人	国の実施機関、神奈川県統計担当課
6	情報システム課 0305-117	全国消費実態調査	法定受託事務による調査の調査対象客体データを国の代理機関である神奈川県に提出、報告する	本人	国の実施機関、神奈川県統計担当課
7	情報システム課 0305-118	農林業センサス	法定受託事務による調査の調査対象客体データを国の代理機関である神奈川県に提出、報告する	戸籍住民課、農政課	国の実施機関、神奈川県統計担当課
8	市民協働課 0401-136	(仮称)座間市市民協働推進条例素案についてのパブリックコメント	意見提出者の住所、氏名、電話番号を明らかにするため（座間市協働まちづくり条例第8条第4項によるもの）	本人	
9	戸籍住民課 0402-147	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者保護の支援措置事務	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及び児童虐待等の被害者及び加害者を確認することで各種証明書、納付書等の発行に注意する	本人	
10	農政課 0505-127	青年就農給付金給付事務	青年就農給付金の給付に係る資格審査及び給付のため	本人	神奈川県

【報告事項 ア】

個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第3項）報告事案

11	健康づくり課 0601-143	「座間市新型インフルエンザ等対策行動計画」作成に関する事務	座間市新型インフルエンザ等対策行動計画」に対する意見を募集するため	本人	
12	健康づくり課 0601-144	予防接種健康被害に対する救済制度給付事務	① 給付金の申請について予防接種健康被害調査委員会へ調査指示し報告を受ける ② 給付金の申請を神奈川県予防接種担当課を通じて厚生労働省へ進達し通知を受ける ③ 厚生労働省の決定に基づいて給付金を給付する	本人	座間市予防接種健康被害調査委員会、神奈川県予防接種担当課
13	医療課 0605-118	座間市看護師等奨学金を貸付ける事務	座間市看護師等奨学金を貸付ける奨学生を提出書類及び面接にて選考し、奨学金を貸し付けるため	本人	
14	水道経営課 1301-127	座間市水道事業経営プランに係るパブリックコメントに関する事務	意見募集を行うに当たり、応募条件を満たすかどうかの確認をするため	本人	
15	選挙管理委員会事務局 5101-118	選挙管理委員会の傍聴に関する事務	傍聴者の身分の確認	本人	
16	選挙管理委員会事務局 5101-119	選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関する事務	閲覧者の身分の確認	本人、閲覧の申し出者	
17	選挙管理委員会事務局 5101-120	住民基本台帳事務における支援対象者に関する事務	選挙人名簿（抄本）における支援対象者の情報削除	戸籍住民課	
18	選挙管理委員会事務局 5101-121	明るい選挙推進協議会公開教養講座に関する事務	講座参加者の受付	本人	
19	選挙管理委員会事務局 5101-122	ポスター掲示場に関する事務	ポスター掲示場設置場所の告示、立候補者への設置場所の提供、地権者への謝礼品の配付等	本人	
20	選挙管理委員会事務局 5101-123	投票事務従事者の駐車場に関する事務	投票事務従事者への駐車場の情報提供、地権者への謝礼品の配付等	本人	投票事務従事者、謝礼品配送業者
21	選挙管理委員会事務局 5101-124	不在者投票（郵便等による不在者投票を除く）及び期日前投票に関する事務	投票用紙請求の受付及び交付等	本人、病院、特別養護老人ホーム等（施設に入院、入所している選挙人の場合）	
22	選挙管理委員会事務局 5101-125	郵便等による不在者投票に関する事務	郵便投票証明書の交付申請の受付、選挙時における投票用紙請求の受付及び交付等	本人	

【報告事項 ア】

個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第3項）報告事案

23	選挙管理委員会事務局 5101-126	選挙公報の希望者への 郵送に関する事務	希望者への選挙公報の郵送	本人	
24	選挙管理委員会事務局 5101-127	投票録及び期日前投票 録に関する事務	投票録への必要事項の記載	本人	
25	選挙管理委員会事務局 5101-128	開票所の参観人に関する 事務	参観の資格を有する選挙人 （座間市の選挙人名簿に登 録のある者）であるか否か の確認	本人	
26	選挙管理委員会事務局 5101-129	証票の交付等に関する 事務		本人、（事務 所の所有者に ついては）公 職の候補者等 又は後援会の 代表者	
27	選挙管理委員会事務局 5101-130	農業委員会委員選挙候 補者等に関する事務	候補者の資格の確認	本人	告示、県 （県知事、 県選挙管理 委員会）、 市長
28	選挙管理委員会事務局 5101-131	県議会議員選挙候補者 等に関する事務	候補者及び当選人の告示並 びに報告等	本人	告示、県知 事、報道機 関
29	選挙管理委員会事務局 5101-132	県知事選挙及び国政選 挙の候補者並びに国民 審査を受ける最高裁判 所裁判官に関する事務	投票所における氏名掲示、 開票結果の報告	県選挙管理 委員会	
30	安全防災課 0404-131	職員安否参集確認事務	職員安否参集確認システム を活用して、動員計画該当 職員へ一斉にメール配信す ることにより、職員の安否 確認と迅速な参集を行う	本人	

【報告事項 イ】

個人情報取扱事務登録簿の変更（条例第 8 条第 3 項）報告事案

番号	事務担当課等 登録番号	事務の名称	変更年月日
1	市民税課 0204-101	市県民税課税事務	平成 26 年 4 月 1 日
2	市民税課 0204-114	自動車臨時運行許可事務	平成 26 年 4 月 1 日
3	職員課 0302-102	給与事務	平成 26 年 3 月 5 日
4	情報システム課 0305-102	神奈川県登録統計調査員・座間市統計調査員協議会に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
5	情報システム課 0305-103	統計グラフ作り方教室の実施事務	平成 26 年 4 月 1 日
6	情報システム課 0305-104	統計調査員の表彰に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
7	情報システム課 0305-111	各種統計調査指導員、調査員の任命に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
8	情報システム課 0305-112	非常勤職員雇用に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
9	介護保険課 0607-101	高齢者筋力向上トレーニング及び認知機能低下予防事業	平成 26 年 4 月 1 日
10	保育課 0704-104	保育所入所に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
11	学校教育課 4102-110	全課程修了者通知書に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
12	学校教育課 4102-111	児童生徒数報告書に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
13	学校教育課 4102-113	指定校変更、区域外就学に関する事務	平成 26 年 4 月 1 日
14	学校教育課 4102-131	就学援助事業事務	平成 26 年 4 月 1 日
15	選挙管理委員会事務局 5101-101	永久選挙人名簿に関する事務	平成 25 年 4 月 1 日
16	選挙管理委員会事務局 5101-102	在外選挙人に関する事務	平成 26 年 2 月 1 日
17	選挙管理委員会事務局 5101-103	公民権を停止された者に関する事務	平成 26 年 2 月 1 日
18	選挙管理委員会事務局 5101-104	裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者選定事務	平成 26 年 2 月 1 日
19	選挙管理委員会事務局 5101-106	投票立会人に関する事務	平成 26 年 2 月 1 日
20	選挙管理委員会事務局 5101-107	開票立会人及び選挙立会人に関する事務	平成 26 年 2 月 1 日

【報告事項 イ】

個人情報取扱事務登録簿の変更（条例第8条第3項）報告事案

21	選挙管理委員会事務局 5101-108	農業委員会委員選挙に関する事務	平成26年2月1日
22	選挙管理委員会事務局 5101-109	新成人に対する啓発はがき送付事務	平成26年2月1日
23	選挙管理委員会事務局 5101-111	市議会議員選挙及び市長選挙候補者等に関する事務	平成26年2月1日
24	選挙管理委員会事務局 5101-113	選挙管理委員会の運営に関する事務	平成26年2月1日
25	選挙管理委員会事務局 5101-114	選挙従事職員手当支払事務	平成26年2月1日
26	選挙管理委員会事務局 5101-115	開票管理者及び選挙長に関する事務	平成26年2月1日
27	選挙管理委員会事務局 5101-116	明るい選挙推進標語に関する事務	平成26年2月1日
28	選挙管理委員会事務局 5101-117	臨時・非常勤職員の任用に関する事務	平成26年2月1日

【報告事項 ウ】

個人情報取扱事務登録簿の廃止（条例第 8 条第 4 項）報告事案

番号	事務担当課等 登録番号	事務の名称	廃止年月日 廃止理由
1	情報システム課 0305-105	文部科学省調査統計功績者への表彰 候補者推薦事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
2	情報システム課 0305-106	春・秋の叙勲・褒章候補者（通産省 統計関係）推薦事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
3	情報システム課 0305-107	総務省統計功績者表彰候補者の推薦 事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
4	情報システム課 0305-108	神奈川県統計功績者表彰候補者の推 薦事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
5	情報システム課 0305-109	神奈川県市部統計事務研究会統計功 労者表彰候補者の推薦事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
6	情報システム課 0305-110	神奈川県統計協会統計功労者表彰候 補者の推薦事務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-104 へ統合
7	情報システム課 0305-113	統計調査指導員、調査員従事依頼事 務	平成 26 年 4 月 1 日 0305-111 へ統合
8	広報広聴人権課 0403-125	座間市民意識調査実施事務	平成 26 年 4 月 1 日 企画政策課へ所管替え
9	健康づくり課 0601-141	腎臓を守るための保健指導に関する 事務	平成 26 年 3 月 31 日 0601-135 へ統合
10	選挙管理委員会事務局 5101-105	選挙事務臨時職員登録事務	平成 25 年 3 月 31 日 5101-117 へ統合
11	選挙管理委員会事務局 5101-110	裁判員候補者予定者名簿作成事務	平成 26 年 2 月 1 日 5101-104 へ統合
12	選挙管理委員会事務局 5101-112	国民投票投票人名簿調製事務	平成 26 年 2 月 1 日 事務の廃止